

京都市告示第 201号

京都市水路等管理条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等を廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成22年8月18日

京都市長 門川大作

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	深草水0044号	伏見区深草藤田坪町2番地の4地先 同町4番地の3	
2	深草水0045号	伏見区深草藤田坪町2番地の4 同町4番地の3	
3	深草水0048号	伏見区深草西川原町21番地の1地先 同町20番地の4地先	
4	深草水0073号	伏見区深草西川原町21番地の1地先 同町20番地の4地先	
5	深草水0074号	伏見区深草西川原町21番地の1地先 同町20番地の4地先	

(建設局土木管理部道路明示課)